

別紙

助成対象経費	助成額	
分筆に係る測量及び登記の費用に要する経費（後退用地の分筆及び登記に係るものに限る。）	実費（限度額は200,000円）	
コンクリートブロック塀等の除去に要する経費（基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。）	1 m当たり8,400円	
板塀、フェンス等の除去に要する経費（基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。）	1 m当たり2,000円	
門柱、門扉等の除去に要する経費（基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。）	1箇所当たり9,200円	
樹木等の除去又は移植に要する経費	幹周15cm未満のもの	1本当たり2,700円
	幹周15cm以上25cm未満のもの	1本当たり5,800円
	幹周25cm以上40cm未満のもの	1本当たり10,900円
	幹周40cm以上のもの	1本当たり16,900円
コンクリート擁壁等の除去に要する経費（基礎取壊し及び発生材の処分に要する経費を含む。）	段差が20cm未満のもの	1 m当たり1,000円
	段差が20cm以上1 m未満のもの	1 m当たり3,100円
	段差が1 m以上のもの	1 m当たり12,400円
舗装に要する経費	前面道路がアスファルト舗装の場合 ・アスファルト舗装 t = 5 cm ・上層路盤 (M-30) t = 10 cm ・下層路盤 (C-30) t = 10 cm ※同等以上とする	1 m ² 当たり6,400円
	前面道路がコンクリート舗装の場合 ・コンクリート舗装（ハケ引き仕上げ） t = 10 cm ・鉄筋（溶接金網等） D6mm@15cm ・下層路盤 (C-30) t = 10 cm ・敷地境界部分に目地を入れること（目地板等） ※同等以上とする	1 m ² 当たり9,200円
その他	市長が特に必要と認めたもの	市長が定める額